

# 下田市地域防災計画

## 原子力災害対策編

令和4年3月  
下田市防災会議



## 目 次

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 第1章 総 則.....                          | 1 |
| 第1節 計画の目的 .....                       | 1 |
| 第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 ..... | 1 |
| 第2章 原子力災害事前対策 .....                   | 3 |
| 第1節 情報の収集・連絡体制の整備 .....               | 3 |
| 第2節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 .....           | 3 |
| 第3節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発 .....   | 3 |
| 第3章 緊急事態応急対策.....                     | 5 |
| 第1節 活動体制の確立.....                      | 5 |
| 第2節 情報の収集・連絡・緊急連絡体制.....              | 6 |
| 第3節 屋内退避.....                         | 7 |
| 第4節 安定ヨウ素剤.....                       | 7 |
| 第5節 広域避難者の受入れ .....                   | 7 |
| 第6節 住民等への的確な情報伝達活動 .....              | 8 |



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）」及び「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）」に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。



## 第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準を基に地域の範囲を定める。

### 1 予防的防護措置を準備する区域

(PAZ : Precautionary Action Zone)

原子力発電所よりおおむね半径5kmの範囲

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

### 2 緊急防護措置を準備する区域

(UPZ : Urgent Protective action planning Zone)

原子力発電所よりおおむね半径30kmの範囲

確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域

### 3 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

(PPA : Plume Protection Planning Area)

原子力発電所よりおおむね半径30kmの圏外

UPZ外においても、プルーム<sup>※1</sup>通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定され、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。

※1 : 気体状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団

なお、下田市は浜岡原子力発電所より約70kmの距離に位置しており、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域外となるが、上記のPPAで示されるように、30km圏外であっても、自然環境の影響により、放射性プルームが到達し、防護措置が必要となる場合があることから、状況に応じた原子力災害対策を実施するものとする。

また、PAZ及びUPZ内の住民の広域避難の受入れ体制の整備についても行うものとする。

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害に対する防護措置や被災自治体の避難者の受入れ先となることに備えて、県及び防災関係機関と連携して、原子力災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、専用回線等による電話、ファクシミリ及び同時通報用無線等の通信連絡設備の整備に努め、通信連絡体制の充実強化を図る。

#### 1 通信手段の確保

市は、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所の状況把握や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について、習熟しておく。

- (1) 県との専用回線網の整備
- (2) 市防災行政無線の確保・活用
- (3) 災害時有線電話等の活用
- (4) 保守点検の実施

### 第2節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

#### 1 情報伝達内容の整理

市は、緊急時において、住民等に提供すべき情報について、分かりやすく正確で具体的な内容を伝達するため、同時通報用無線、広報車等の広報設備、広報機器、インターネットによる情報提供環境、下田市メール配信サービス等の整備を図るとともに、新聞、テレビ、ラジオ等、報道機関の協力体制及び情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。

#### 2 複合災害における情報伝達体制の確保

市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を常に伝達できるよう、その体制及び市防災行政無線、広報車等の施設・装備の整備を図るものとする。

#### 3 住民相談窓口の設置等

市は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

#### 4 災害時要配慮者等への情報伝達

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要配慮者等及び観光客等に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

#### 5 観光客等への情報伝達

市は、観光客等、市を訪れている方に対しては、観光施設等と連携し、観光地に設置されている放送設備等を活用した情報提供など、必要な対応がとれる体制を整備する。

### 第3節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

市は、国、県、防災関係機関及び中部電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について、講習会の開催、パンフレットなどの配布及びインターネットにおける情報発信等の手段による広報活動を実施する。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、傷病者、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響、放射線防護に関すること
- 5 緊急時に市が講じる対策の内容に関すること
- 6 要配慮者への支援に関すること
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動
- 8 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること



# 第3章 緊急事態応急対策

## 第1節 活動体制の確立

市長は、緊急事態において、速やかに原子力災害対策本部等の組織の編成や要員の確保等を行い、初動体制を確立する。

### 1 配備体制表

| 配備基準                                   | 体制          | 配備部局             |
|----------------------------------------|-------------|------------------|
| 県から警戒事象 <sup>※1</sup> 発生 of 通報を受けた場合   | 警戒本部の設置準備体制 | 防災担当課の職員         |
| 県から特定事象 <sup>※2</sup> of 通報を受けた場合      | 警戒本部体制      | 防災担当課及び各課の係以上の職員 |
| 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言 <sup>※3</sup> を発出した場合 | 災害対策本部設置体制  | 全職員              |

※1：警戒事象とは、原災法第10条に基づく通報事象に発展する可能性がある事故・故障若しくはそれに準ずる事故・故障であって原子力規制庁が判断する事象をいう。

※2：特定事象とは、原災法第10条第1項前段の規定により、原子力防災管理者（発電所長）が県災害対策本部長(知事)等に通報を行うべき事象をいう。

※3：原子力緊急事態宣言とは、原災法第15条第2項の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態を発出する宣言をいう。

### 2 市職員の動員方法

#### (1) 勤務時間内

職員は、動員指令により動員体制及び設置基準等に基づき、あらかじめ定められた所属等につき、必要な任務を遂行する。

#### (2) 勤務時間外

職員は、テレビ、ラジオ情報等により、原子力災害が発生したことを知ったときは、動員体制及び設置基準等に基づいて自動参集し、あらかじめ定められた任務を遂行する。

### 3 市の活動体制

#### (1) 災害対策本部等の設置

市長は、緊急時において、災害応急対策活動を行うために、「1 配備体制表」に従い、以下の体制をとる。

ア 警戒本部の設置準備体制

イ 警戒本部体制

ウ 災害対策本部体制

#### (2) 警戒本部の設置準備体制等

ア 警戒本部の設置準備体制

市は、県から警戒事象発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県及び関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう警戒態勢をとるものとする。

イ 警戒本部の設置準備体制の解除

警戒本部の設置準備体制の解除は、おおむね次の基準によるものとする。

(ア) 市長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 警戒本部が設置されたとき。

#### (3) 警戒本部体制等

ア 警戒本部の設置

市は、特定事象発生 of 通報を受けた場合、市長を本部長とする警戒本部を市庁舎西館

大会議室に設置する。

イ 県への連絡

市は、警戒本部を設置又は廃止したときは、その旨を県へ連絡する。

ウ 警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、おおむね次の基準によるものとする。

(ア) 警戒本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 災害対策本部が設置されたとき。

(4) 災害対策本部体制等

ア 災害対策本部の設置

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を市庁舎に設置する。

イ 県への連絡

市は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を県へ連絡する。

ウ 県に対する要請

市は、災害応急対策の円滑な実施を図るために必要と認める場合は、県に対してSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）情報の送付を要請する。

エ 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、おおむね次の基準によるものとする。

(ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

(イ) 災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

## 第2節 情報の収集・連絡・緊急連絡体制

### 1 特定事象等(警戒事象及び特定事象)発生の連絡

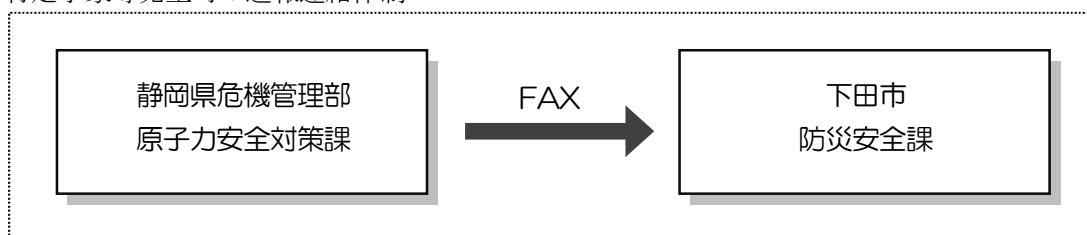
(1) 市の通報連絡

市長は、県から警戒事象の発生について通報を受けた場合は、発電所の状況等の確認及び市長が当面とるべき措置についての指示を要請する。

(2) 県の通報連絡

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、県内の市町及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

#### 特定事象等発生時の通報連絡体制



### 2 応急対策活動情報等の連絡

(1) 市

ア 県から情報を得るとともに、県から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

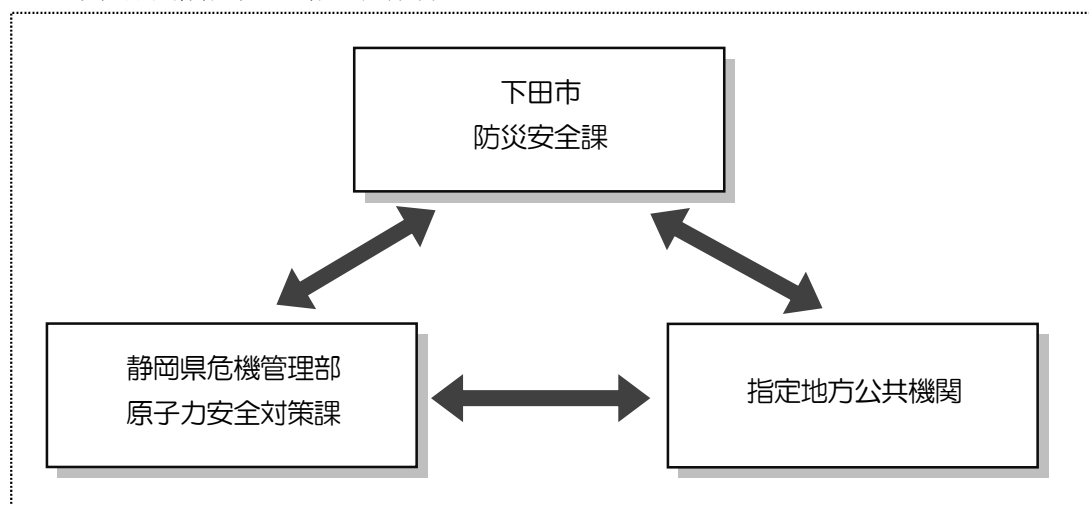
イ 指定地方公共機関との間において、県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

(2) 県の通報連絡

ア 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、県内の市町及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

イ 県は、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた場合は、必要に応じ、市に連絡する。

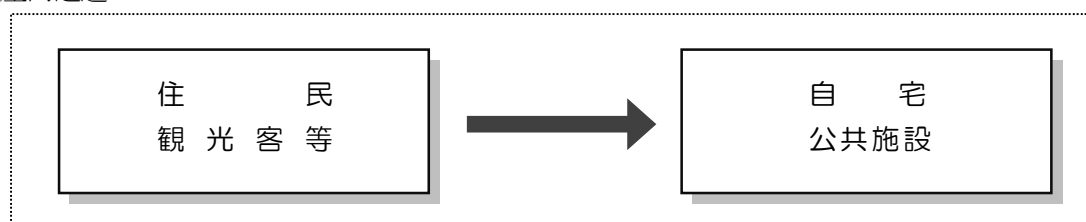
応急対策活動情報等の通報連絡体制



### 第3節 屋内退避

UPZ圏外においては、原子力発電所の状況悪化等に応じて、屋内退避を行う場合があるため、市長は、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、必要に応じて屋内退避のための注意喚起を行う。

屋内退避



### 第4節 安定ヨウ素剤

市は、原子力災害対策の防護措置として、安定ヨウ素剤の備蓄や予防服用に関しては、「原子力災害対策指針」や「安定ヨウ素剤の服用に当たって(原子力規制庁原子力防災課)」等、国が示す指針やガイドラインに従って定める。

なお、現時点においては、国の指針等ではUPZ圏外(30km圏外)における具体的な措置や基準等は定められていないため、今後、国の見直しに併せて、本市における安定ヨウ素剤の備蓄・予防服用等の体制について整備を行うものとする。

### 第5節 広域避難者の受入れ

市は、緊急時において、県が作成した浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づき、島田市からの避難者を避難施設に受け入れ、広域避難に関する県からの支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行う。

なお、詳細については、浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づき、県と協議・調整を行っていくものとする。

## 第6節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。